

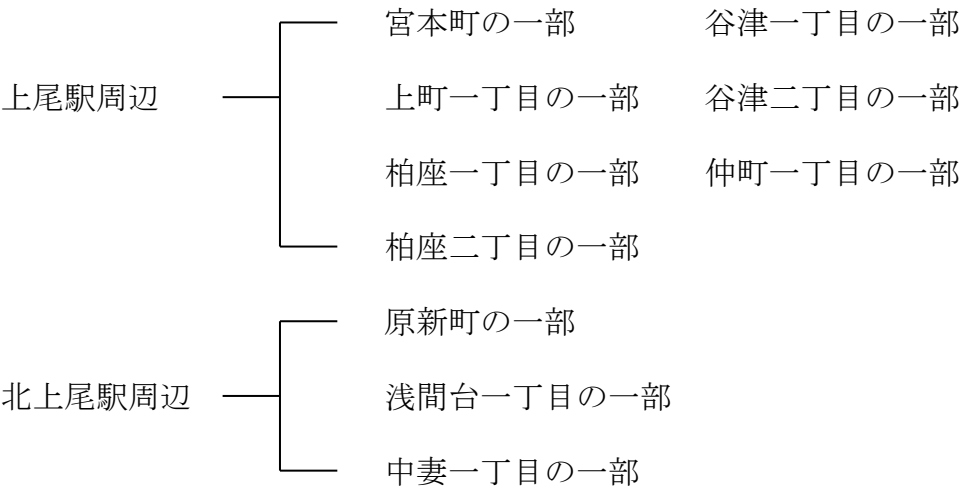
上尾市告示第 2 8 5 号

放置自転車を保管したので、上尾市自転車放置防止条例（昭和 5 8 年上尾市
条例第 2 0 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

上尾市長 畠 山 稔

- 1 自転車の種別、塗色及び特徴
別紙のとおり。
- 2 自転車に記載されている住所及び氏名並びに防犯登録番号
別紙のとおり。
- 3 保管した自転車が放置されていた区域
放置禁止区域内（境界道路を含む。）



- 4 保管を始めた年月日及び保管場所
保管開始年月日 別紙撤去日と同じ
保管場所 上尾市撤去自転車保管場所

自轉車保管台帳

[illegible]